

三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 規約

（名称）

第1条 本会議は、「三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会議は、三重県の志摩市、度会郡南伊勢町の海域および陸域における船舶等の放置状態を解消し、景観及び良好な環境を保全するため、地域の実情をふまえた放置船対策の検討と実現を目的として設置する。

（活動内容）

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 放置船対策の検討
- 二 放置船の解消に関する情報の共有
- 三 その他本会議の目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第4条 本会議は、別紙に掲げるものをもって構成する。

- 2 下部組織として、幹事会を別紙に掲げるものをもって構成する。
- 3 構成員の追加は、委員全員の同意をもって決定する。

（役員）

第5条 本会議に会長1名、副会長1名を置き、前条に定める委員の互選によりこれを選任する。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 会長は本会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。

（会議の招集）

第6条 本会議の招集は、会長が行う。

- 2 委員は、必要に応じて会長に会議の招集を要請することができる。

（オブザーバー）

第7条 本会議には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長の要請により会議に出席し、意見を述べるができるとともに、本会議の活動に協力することができる。

(事務局)

第8条 本会議及び幹事会の事務局は、別紙のとおりとし、三重県志摩建設事務所に置く。

(決議)

第9条 会議の決議は委員全員の同意を原則とする。ただし、賛否が分かれた場合は会長に一任する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則 この規約は、令和8年2月13日より施行する。

(別紙)

三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 構成員

委員

志摩市長

南伊勢町長

鳥羽海上保安部長

伊勢警察署長

鳥羽警察署長

三重県 県土整備部長

三重県 農林水産部長

三重県 南勢志摩地域活性化局長

三重県（志摩・南伊勢地区）放置船対策推進会議 幹事会 構成員

委員

志摩市 副市長

南伊勢町 副町長

鳥羽海上保安部 警備救難課長

伊勢警察署 生活安全課長

鳥羽警察署 生活安全課長

三重県 県土整備部 港湾・海岸課長

三重県 県土整備部 河川課長

三重県 伊勢建設事務所長

三重県 志摩建設事務所長

三重県 農林水産部 水産基盤整備課長

三重県 農林水産部 農業基盤整備課長

三重県 伊勢農林水産事務所長

三重県 南勢志摩地域活性化局 環境室長

事務局

三重県 県土整備部 港湾・海岸課（港湾海岸管理班）

三重県 伊勢建設事務所（総務・管理室 管理課）

三重県 志摩建設事務所（総務・管理・建築室 管理課）